第202400235337号 令 和 7 年 1 月 8 日

倉吉市市民生活部長 米子市福祉保健部長 湯梨浜町町民課長 南部町企画政策課長

鳥取県生活環境部長 (公印省略)

令和6年度鳥取県公衆浴場電気料金高騰対策市町村補助金(追加助成分) について(通知)

このことについて下記のとおり交付しますので交付を希望される場合は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第5条の交付申請書を令和7年2月28日までに提出していただきますようお願いします。

(担当) くらしの安心局くらしの安心推進課 花原 / 電話 0857-26-7185

記

1 交付目的

本補助金は、電気料金の高騰により経費負担が増加する一般公衆浴場(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条の規定に基づく知事の営業許可を受け、かつ、入浴料金が物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により統制額の指定を受けているものに限る。以下同じ。)の経営の安定を図り、もって地域住民の保健衛生を確保することを目的として交付するものであること。

2 補助金の交付

- (1) 本補助金は、1の目的の達成に資するため、令和6年度に鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金(以下「既存補助金」という。)の交付を受ける一般公衆浴場に対し、市町村が既存補助金とは別に電気料金高騰対策として助成を行う場合に、県が予算の範囲内で交付するものであること。
- (2) 本補助金の額は、(1) により市町村が助成する下表の第3欄に掲げる額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額とすること。

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助対象額		4 補助率
一般公衆 浴場の運 営に係る 電気料金 高騰に対	一般公衆浴場が 負担する電気料 金(湯の加温に 要する電気料金 は除く。以下同	4月1日から令和6	電気使用量(令和5年 年3月31日までの電 芯じて市町村が助成に 額(3ヵ月相当分) 市町村助成額	1/2
する支援	じ。) に対し、市町村が価格高騰対策として助成に要した経費	50,000kWh未満 50,000kWh以上、 100,000kWh未満	(定額) 25,000円/施設 75,000円/施設	※県は市町 村助成額の 1/2を助成
		100,000kWh以上	150,000円/施設	

3 交付申請

- (1) 本補助金の交付申請は規則第5条で定める様式第1号により、令和7年2月28日(金)までに行わなければならないこと。
- (2) 規則第5条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、本通知で示す別紙様式によること。

4 交付決定

- (1)知事は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に本補助金の交付決定を行うこと。
- (2) 市町村は、本補助金の交付申請を受けたときは、規則の規定に従わなければならないこと。

5 実績報告の時期等

- (1) 本補助金の実績報告は規則第11条第1項で定める様式第3号により令和7年4月18日 (金) までに行わなければならないこと。
- (2) 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、 それぞれ本通知で示す別紙様式によるものとする。

市町村名	
(担当課名)
(担当者名)

令和6年度鳥取県公衆浴場電気料金高騰対策市町村補助金(追加助成分)事業計画書 及び報告書

(単位:円)

公衆浴場名	市町村助成額 (ア)	(ア) ×1/2
	合計	(交付申請額)